

標準様式第2号（第8条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和7年7月24日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

（1）業務名

足立区立中央図書館リニューアル基本構想・基本計画策定支援業務及び設計業務委託

（2）業務内容

ア 中央図書館1階から3階及び外構の基本構想・基本計画策定

イ 中央図書館1階及び外構の設計業務

（3）履行期限

令和9年6月30日

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格

41,460,000円（税込）

（2）最低制限価格

なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる資格・要件等を全て満たしている単体企業または設計共同企業体とする。

ア 建築設計業務における区の競争入札参加資格を有していること（設計共同企業体の場合は代表構成員が資格を有していること）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。

ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 公表日以後に国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること（設計共同企業体の場合は代表構成員が登録を行っていること）。

ケ 責任者（※）及び意匠担当技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有することとし、応募申込書の提出期限日の時点で、応募申込事業者（設計共同企業体の場合は代表構成員）と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

コ 平成27年4月1日以降に日本国内で策定が完了した、公立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館）の整備・運営にかかる基本構想または

基本計画策定業務実績を有すること。

サ 平成27年4月1日以降に日本国内で設計（基本設計又は実施設計）が完了又は建物が竣工した、以下のいずれかの設計業務実績を有すること（設計共同企業体の場合は、代表構成員が単体企業又は設計共同企業体の代表構成員としての実績を有していること）。ただし、元請けで受託したものに限る。

① 延床面積2,000㎡以上の図書館の新築

② 延床面積400㎡以上の図書館の改築

なお、ここで言う図書館とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館に限らず、大学図書館や文書館も含むこととする。

シ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

※ 責任者とは、本業務を統括する「主任設計者」を指す。

(2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格となる。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様に失格とする。

(3) 設計共同企業体の結成条件

ア 自主的に結成された設計共同企業体であること。

イ 代表構成員が以下に掲げる資格・要件等を満たしていること。

① 本公募要領「3 応募資格」のうち、(1)ア及びク

② 本公募要領「3 応募資格」のうち、(1)コまたはサ

ウ いずれの構成員も、3(1)イからキ及びシの資格・要件等を満たしていること。

エ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに単体企業として参加しないこと。

オ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の代表構成員若しくは構成員または協力会社を兼ねていないこと。

カ 各構成員の出資比率は10%以上であること。また、代表構成員の出資比率が最大であること。

(4) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(5) 提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
1 業務遂行力	ア 本業務を遂行するために必要な技術者を有しているか。 イ 本業務を円滑に進めるための技術者の配置がなされ、適切な体制が計画されているか。 ウ 必要な技術協力の体制が検討されているか。	30%	従業員数、有資格者数、責任者や専門技術者の配置、業務実施体制、技術協力体制等
2 業務実績	本業務の遂行に有効な経験や実績を有しているか。	50%	同種又は類似業務の実績等
3 専任性	本業務に専念できる時間が十分にあるか。	10%	従事予定者の手持ち業務量
4 経営状況	経営基盤や財務状況が健全か。	10%	財務諸表
合 計		100%	

5 区内事業者 加算	区内に本店のある事業者に 上記評価項目合計点の5% を加算する。	+10%	
---------------	--	------	--

(4) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
1 業務の実施 方針	ア 無理のない設計業務の実施 手順が計画されているか。 イ 開設までの業務スケジュール 案は効率的か。 ウ 区民の意見や要望を反映する 手法は適切か。	20%	実施方針書
	ア 「アクションプラン」を正確 に理解し、独創性と実現性を備 えた提案内容となっているか。 イ 提案内容について論理的で 説得力がある説明か。 ウ この先の時代変化にも対応 することが可能な柔軟性を持 った提案となっているか。 エ 予定されている施設全体の 大規模改修を意識した提案と なっているか。	45%	技術提案書
2 技術提案内容	技術提案課題①【居場所・交流機能】 (1) 以下のようなこれまで来館しなかった人でも、来館したくなる図書館 となっているか。 ア 本を読まない人 イ 静かに過ごすことが難しいために来館を見合わせていた人 ウ 友人同士で会話やグループ学習をしたい人 (2) 来館者が利用シーンに合わせた場所を選んで過ごすことができるよ うなゾーニングや回遊性について考慮しているか。 (3) 多様な人々が、本や情報を仲立ちとして、楽しくつながり、交流が育 まれるような仕掛けがあるか。		
	技術提案課題②【地域資料と調査機能】 (1) インターネット上の情報と冊子体資料の両方を利用する調査を、司書 と会話しながら進めることがスムーズに行える空間配置が提案されて いるか。 (2) ICT 技術を活用した地域資料の活用（歴史や文化など地域の情報を集 積し編集する）を意識した提案内容であるか。		

	技術提案課題③【区民との協創と職員の開館支援】 (1) 以下の目的に合わせた取り組み（ワークショップなど）として、具体的に現実的な提案がなされているか。 ア 区と共に主体的に中央図書館を創っていく意識を持った区民の意見やニーズを取得し、設計に反映させること。結果的に、そのような区民からなるコミュニティが形成され、リニューアル開館直後から図書館が活用されること。 イ リニューアル開館直後から、新しい設備・機器の運用や図書館サービスの実施をスムーズに行うことができるよう、図書館職員が新しい図書館のコンセプトを正しく理解すること。		
3 コスト	提案内容に対する設計費用の見積りは妥当か。	5 %	構想・計画策定及び設計費用の見積り額
4 プレゼンテーション・ヒアリング	ア 説明がわかりやすく、説得力があるか。 イ 質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回答されたか。 ウ 参加意欲が感じられるか。	30 %	プレゼンテーションヒアリング
合 計		100 %	
区内事業者加算	下表に該当する場合は、二次審査の合計点に以下の加算を行う		左記の加点については、各提案書の評価の最終段階において、別表第4で定めた評価基準の総点数をもとに行うものとする。

区内事業者の加算

下記に該当する場合は、二次審査の合計点に以下の加算を行う。

業者及び業務の条件	加点 (%)
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2

4 手続き等

(1) 担当課（所）

〒120-0034 足立区千住五丁目13番5号

足立区地域のちから推進部中央図書館管理係

電話 03-5813-3749（直通） 担当：河野

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 令和7年7月24日から令和7年8月6日まで

② 交付場所 4（1）に同じ。

③ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年8月7日午後5時まで

② 交付場所 4（1）に同じ。

③ 提出方法 持参すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年10月17日午後5時まで

② 提出場所 4（1）に同じ。

③ 提出方法 持参すること。

5 スケジュール（予定）

令和7年7月24日（木）から令和7年11月12日（水）まで

2025年（令和7年）	
7月24日（木）～8月7日（木）	公表期間
7月24日（木）～8月6日（水）	応募申込書等の交付
7月24日（木）～7月31日（木）	応募手続きに関する質問受付期間
8月5日（火）	応募手続きに関する質問への回答
8月7日（木）	応募申込書等の提出期限
8月13日（水）～9月3日（水）	税理士による財務診断
9月11日（木）	一次審査【第2回選定委員会】 （応募申込書等の書類審査）
9月17日（水）頃	一次審査結果・提案書提出要請の通知
9月18日（木）～9月29日（月）	非選定理由説明請求期間 ※ 休日を含まず7日間
9月30日（火）～10月14日（火）	非選定説明通知期限 ※ 休日を含まず10日間
非選定理由説明通知を受理した日の翌日から10日以内	不服申し立て期限
提案書提出要請の通知日 ～10月1日（水）	提案書類に関する質問受付期間
10月6日（月）	提案書類に関する質問回答
10月17日（金）	提案書類の提出期限
11月6日（木）、7日（金）	二次審査【第3回選定委員会】 （提案書類及びヒアリング審査）
11月12日（水）頃	提案書特定結果の通知・公表
11月13日（木）～11月21日（金）	非選定理由説明請求期間 ※ 休日を含まず7日間
11月25日（火）～12月8日（月）	非選定説明通知期限 ※ 休日を含まず10日間

非選定理由説明通知を受理した日の翌日から１０日以内	不服申し立て期限
１１月下旬頃	業務委託仕様書完成
１１月下旬～１２月上旬頃	契約締結